

計量証明書

令和6年3月21日

飯山陸送株式会社 様

測定施設	豊田工場(裕処分場) 焼却設備(煙突測定孔)
測定日	令和6年2月29日
測定時刻	9:45 ~ 11:00
測定者	南澤修 小林靖幸
発行番号	M242A130-001

 **ミヤマ株式会社**

環境検査計測事業部
〒381-2283 長野市稲里一丁目5番地3
TEL(026)284-5114 FAX(026)284-6138
計量証明事業所
長野県知事登録 環境第37号
環境計量士 塩崎 剛志



上記に対する排ガスの測定結果を次の通り証明致します。

計量の対象		計量の結果	排出基準	単位	計量の方法
窒素酸化物	測定値	52	-	volppm	JIS K 0104 連続分析法(定電位電解方式)
	酸素12%換算値	110	250		
塩化水素	測定値	15	-	mg/m ³	JIS K 0107 イオンクロマトグラフ法
	酸素12%換算値	31	700		

- 当施設は大気汚染防止法第2条で規定された廃棄物焼却炉に該当致します。
なお排出基準は大気汚染防止法第3条及び第18条の22より上記の通りとなります。
- 酸素濃度換算値及び排出量は計量法第107条の対象外です。
- 計量の方法は大気汚染防止法施行規則第15条及び第16条の12に準拠しています。
- 本報告書におけるvol%及びvolppmはそれぞれ体積百分率及び体積百万分率を示します。

計量証明書

令和6年5月9日

飯山陸送株式会社 様

測定施設	豊田工場(裕処分場) 焼却設備(煙突測定孔)
測定日	令和6年4月18日
測定時刻	9:07 ~ 13:29
測定者	南澤修 特定物質計量センター 井上博貴
発行番号	M244A130-001

 **ミヤマ株式会社**

環境検査計測事業部
〒381-2283 長野市稲里一丁目5番地3
TEL(026)284-5114 FAX(026)284-6138
計量証明事業所
長野県知事登録 環境第37号
環境計量士 塩崎 剛志



上記に対する排ガスの測定結果を次の通り証明致します。

計量の対象		計量の結果	排出基準	単位	計量の方法
ばいじん	測定値	0.00050 未満	-	g/m ³	JIS Z 8808 ろ過捕集による重量濃度測定方法
	酸素12%換算値	0.00094 未満	0.08		
硫黄酸化物	濃度	10 未満	-	volppm	JIS K 0103 イオンクロマトグラフ法
	排出量	0.25 未満	11 (K値=17.5)	m ³ /h	
窒素酸化物	測定値	54	-	volppm	JIS K 0104 連続分析法(化学発光方式)
	酸素12%換算値	100	250		
塩化水素	測定値	38	-	mg/m ³	JIS K 0107 イオンクロマトグラフ法
	酸素12%換算値	72	700		
全水銀	測定値	1.6	-	μg/m ³	平成28年 環境省告示第94号 別紙2-1 及びJIS K 0222 湿式吸収-還元気化原子吸光分析法
	酸素12%換算値	3.4	50		

備考

- 当施設は大気汚染防止法第2条で規定された廃棄物焼却炉に該当致します。
なお排出基準は大気汚染防止法第3条及び第18条の22より上記の通りとなります。
- 酸素濃度換算値及び排出量は計量法第107条の対象外です。
- 計量の方法は大気汚染防止法施行規則第15条及び第16条の12に準拠しています。
- 本報告書におけるvol%及びvolppmはそれぞれ体積百分率及び体積百万分率を示します。

計量証明書

令和6年7月4日

飯山陸送株式会社 様

測定施設	豊田工場(裕処分場) 焼却設備(煙突測定孔)
測定日	令和6年6月28日
測定時刻	9:40 ~ 12:00
測定者	市岡孝一郎 村上実
発行番号	M246A130-001

 **ミヤマ株式会社**

環境検査計測事業部
〒381-2283 長野市稲里一丁目5番地3
TEL(026)284-5114 FAX(026)284-6138
計量証明事業所
長野県知事登録 環境第37号
環境計量士 塩崎 剛志



上記に対する排ガスの測定結果を次の通り証明致します。

計量の対象		計量の結果	排出基準	単位	計量の方法
窒素酸化物	測定値	58	-	volppm	JIS K 0104 連続分析法(化学発光方式)
	酸素12%換算値	110	250		
塩化水素	測定値	16	-	mg/m ³	JIS K 0107 イオンクロマトグラフ法
	酸素12%換算値	30	700		

- 当施設は大気汚染防止法第2条で規定された廃棄物焼却炉に該当致します。
なお排出基準は大気汚染防止法第3条及び第18条の22より上記の通りとなります。
- 酸素濃度換算値及び排出量は計量法第107条の対象外です。
- 計量の方法は大気汚染防止法施行規則第15条及び第16条の12に準拠しています。
- 本報告書におけるvol%及びvolppmはそれぞれ体積百分率及び体積百万分率を示します。

計量証明書

令和6年9月13日

飯山陸送株式会社 様	
測定施設	豊田工場(砒処分場) 焼却設備(煙突測定孔)
測定日	令和6年8月30日
測定時刻	9:35 ~ 12:57
測定者	南澤修 村上実・小林靖幸
発行番号	M248A130-001

 **ミヤマ株式会社**

環境検査計測事業部
〒381-2283 長野市稲里一丁目5番地3
TEL(026)284-5114 FAX(026)284-6138
計量証明事業所
長野県知事登録 環境第37号
環境計量士 塩崎 剛志



上記に対する排ガスの測定結果を次の通り証明致します。

計量の対象		計量の結果	排出基準	単位	計量の方法
窒素酸化物	測定値	66	-	volppm	JIS K 0104 連続分析法(化学発光方式)
	酸素12%換算値	110	250		
塩化水素	測定値	86	-	mg/m ³	JIS K 0107 イオンクロマトグラフ法
	酸素12%換算値	140	700		
全水銀	測定値	1.9	-	μg/m ³	平成28年 環境省告示第94号 別紙2-1 及びJIS K 0222 湿式吸収-還元気化原子吸光分析法
	酸素12%換算値	3.0	50		

備考

- 当施設は大気汚染防止法第2条で規定された廃棄物焼却炉に該当致します。
なお排出基準は大気汚染防止法第3条及び第18条の22より上記の通りとなります。
- 酸素濃度換算値及び排出量は計量法第107条の対象外です。
- 計量の方法は大気汚染防止法施行規則第15条及び第16条の12に準拠しています。
- 本報告書におけるvol%及びvolppmはそれぞれ体積百分率及び体積百万分率を示します。

計量証明書

令和6年10月30日

飯山陸送株式会社 様

測定施設	豊田工場(裕処分場) 焼却設備(煙突測定孔)
測定日	令和6年10月16日
測定時刻	10:30 ~ 14:46
測定者	南澤修 小林靖幸
発行番号	M24AA130-001

 **ミヤマ株式会社**

環境検査計測事業部
〒381-2283 長野市稲里一丁目5番地3
TEL(026)284-5114 FAX(026)284-6138
計量証明事業所
長野県知事登録 環境第37号
環境計量士 塩崎 剛志



上記に対する排ガスの測定結果を次の通り証明致します。

計量の対象		計量の結果	排出基準	単位	計量の方法
ばいじん	測定値	0.00068	-	g/m ³	JIS Z 8808 ろ過捕集による重量濃度測定方法
	酸素12%換算値	0.0011	0.08		
硫黄酸化物	濃度	14	-	volppm	JIS K 0103 イオンクロマトグラフ法
	排出量	0.48	16 (K値=17.5)	m ³ /h	
窒素酸化物	測定値	68	-	volppm	JIS K 0104 連続分析法(化学発光方式)
	酸素12%換算値	110	250		
塩化水素	測定値	44	-	mg/m ³	JIS K 0107 イオンクロマトグラフ法
	酸素12%換算値	72	700		

備考

- 当施設は大気汚染防止法第2条で規定された廃棄物焼却炉に該当致します。
なお排出基準は大気汚染防止法第3条及び第18条の22より上記の通りとなります。
- 酸素濃度換算値及び排出量は計量法第107条の対象外です。
- 計量の方法は大気汚染防止法施行規則第15条及び第16条の12に準拠しています。
- 本報告書におけるvol%及びvolppmはそれぞれ体積百分率及び体積百万分率を示します。

計量証明書

令和6年12月23日

飯山陸送株式会社 様

測定施設	豊田工場(裕処分場) 焼却設備(煙突測定孔)
測定日	令和6年12月10日
測定時刻	9:32 ~ 12:10
測定者	市岡孝一郎 南澤修
発行番号	M24CA130-001

 **ミヤマ株式会社**

環境検査計測事業部
〒381-2283 長野市稲里一丁目5番地3
TEL(026)284-5114 FAX(026)284-6138
計量証明事業所
長野県知事登録 環境第37号
環境計量士 塩崎 剛志



上記に対する排ガスの測定結果を次の通り証明致します。

計量の対象		計量の結果	排出基準	単位	計量の方法
窒素酸化物	測定値	44	-	volppm	JIS K 0104 連続分析法(定電位電解方式)
	酸素12%換算値	110	250		
塩化水素	測定値	120	-	mg/m ³	JIS K 0107 イオンクロマトグラフ法
	酸素12%換算値	310	700		
全水銀	測定値	1.6	-	μg/m ³	平成28年 環境省告示第94号 別紙2-1 及びJIS K 0222 湿式吸収-還元気化原子吸光分析法
	酸素12%換算値	4.1	50		

備考

- 当施設は大気汚染防止法第2条で規定された廃棄物焼却炉に該当致します。
なお排出基準は大気汚染防止法第3条及び第18条の22より上記の通りとなります。
- 酸素濃度換算値及び排出量は計量法第107条の対象外です。
- 計量の方法は大気汚染防止法施行規則第15条及び第16条の12に準拠しています。
- 本報告書におけるvol%及びvolppmはそれぞれ体積百分率及び体積百万分率を示します。